

訪問介護・訪問型サービス（予防訪問相当）重要事項説明書

< 令和 7年 4月 1日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-2947-1717（午前8時30分から 午後5時30分まで）
 担当 管 理 者
 サービス提供責任者

連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能です。04-2947-1717
 ※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 ホームヘルプステーション ロイヤルの園の概要

- (1) 提供できるサービスの種類 訪問介護サービス及び付随するサービス
 訪問型サービス（予防訪問相当）及び付随するサービス

(2) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	ホームヘルプステーション ロイヤルの園
所在地	埼玉県所沢市北野三丁目1番地22
法人名	社会福祉法人 栄光会
代表者名	理事長 北林 登美雄
電話番号	04(2947)1717
サービスの種類	訪問介護・訪問型サービス（予防訪問相当）事業
介護保険事業者番号	1172500348
通常の事業の実施地域	所沢市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		サービス管理全般	1名()
サービス提供責任者	介護福祉士	5名()			5名()
訪問介護員等	介護福祉士	8名()	8名()	日常介護業務	16名()
	1級～2級修了者	1名()	1名()		2名()
	その他		0名()		0名()

(4) サービスの提供時間帯

曜日	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
月～土曜日	○	○	○	○	
日・祝祭日	○	○	○	○	

3 サービスの内容

(1) 身体介護

- ・ 食事介助……身体状況に応じて、安全に楽しく食事できるよう介助します
- ・ 入浴介助……身体状況、浴室状況等に応じて、安全な入浴方法を心がけ介助します
- ・ 排泄介助……利用者に適した排泄方法を選んで、適切に介助します
- ・ 清拭……入浴が不可能な場合に、身体状況に応じて、体をきれいに拭きます
- ・ 体位変換……身体状況等を考慮し、適切な方法にて安楽を保つよう介助します

(2) 家事援助

- ・ 買い物……食事の材料、日用品等の買い出し等を行います
- ・ 調理……食事の調理、食後の後片づけ等を行います
- ・ 掃除……利用者の使用している玄関、居室、トイレなどの掃除を行います
- ・ 洗濯……日々の汚れ物の洗濯、洗濯物の乾燥と取り入れ等を行います

(3) その他サービス

- ・ 介護相談……利用者及び家族の方の介護や日常生活に関することも含めて、相談します

4 利用料金

(1) ー1 訪問介護利用料金

お支払いいただく料金は、下記のとおりです。「特定事業所加算（Ⅰ）20%増し含む」

時 間			20分未満	20分 ～30分未満	30分 ～1時間未満
身体介護中心 自己負担額	全額		2, 042円	3, 053円	4, 834円
	自己 負担	1 割	205円	306円	484円
		2割	409円	611円	967円
		3割	613円	916円	1, 451円
時 間				20分 ～45分未満	45分以上
生活援助中心 自己負担額	全額			2, 240円	2, 750円
	自己 負担	1 割		224円	275円
		2割		448円	550円
		3割		672円	825円
時 間			20分以上	45分以上	70分以上
身体介護と生活援助 が混在する場合（身 体介護の基本利用料 に右の料金を加算）	全額		812円	1, 625円	2, 438円
	自己 負担	1 割	82円	163円	244円
		2割	163円	325円	488円
		3割	244円	488円	732円

「地域区分別1単位の単価（6級地）10,42円」

① 特定事業所加算（Ⅰ） 加算事業所

サービスの質の高い事業所を評価する特定事業所加算に、当事業所は〈体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件〉が適合していますので、基本料金に対して20%増しとなります。

② その他の加算

		初回	緊急時訪問 介護	生活機能向上連携	
				(Ⅰ)	(Ⅱ)
全額		2,084円	1,042円	1,042円	2,084円
自己負担	1割	209円	105円	105円	209円
	2割	417円	209円	209円	417円
	3割	626円	313円	313円	626円

③ 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物の利用者 △10%

④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）加算率 24.5%

※1 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※2 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※3 やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※4 上記金額は、条件によって増減があります。その際には訪問介護員がご説明し、ご承諾をいただきます。

※5 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦サービスの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

※6 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。訪問型サービス（予防訪問相当）の利用料の額についても同様とする。

(1) ー2 訪問型サービス（予防訪問相当）

① 基本料金（1回あたり）

・訪問型サービス費（独自）	費用（10割）	2,990円
標準的な内容	利用料（1割）	299円
	利用料（2割）	598円
	利用料（3割）	897円
・訪問型サービス費（独自）	費用（10割）	1,865円
生活援助中心20分～45分	利用料（1割）	187円
	利用料（2割）	373円
	利用料（3割）	560円
・訪問型サービス費（独自）	費用（10割）	2,292円
生活援助中心45分以上	利用料（1割）	230円
	利用料（2割）	459円
	利用料（3割）	688円
・訪問型サービス費（独自）	費用（10割）	1,698円
短時間身体介護	利用料（1割）	170円
	利用料（2割）	390円
	利用料（3割）	510円

② 初回加算	1回あたり	費用（10割）	2,084円
		利用料（1割）	209円
		利用料（2割）	417円
		利用料（3割）	626円

③ 生活機能向上連携加算1月あたり	費用（10割）	1,042円
	利用料（1割）	105円
	利用料（2割）	209円
	利用料（3割）	313円

④ 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物の利用者 △10%

⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）加算率 24.5%

(2) 交 通 費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

① 通常の事業の実施地域を越えた地点から10キロ未満	150円
② 通常の事業の実施地域を越えた地点から10キロ以上	250円

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、当分の間キャンセル料はいただきませんが、キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 電話番号 04(2947)1717

(4) そ の 他

① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に決めさせていただきます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合 ……入所日の翌日

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 ……非該当となった日

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・利用者がお亡くなりになった場合 ……死亡日の翌日

④ そ の 他

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した

場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いを30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービスご利用に際して

(1) 禁止事項

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為
 - ・暴力又は乱暴な言動
無理な要求、物を投げつける、刃物を見せる、手を払いのける、威圧的な態度で文句を言い続ける等
 - ・セクシュアルハラスメント
体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動、職員個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等
- ③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと
- ④ 禁止事項に該当するとみなされる行為があった場合、事業者は、契約を解除することができます。

(2) お願い

- ・金品等のお心付けはお断わりしています。
- ・ペットはゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・見守りカメラの設置、職員の姿を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

7 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 明るくて暖かい、家庭的な雰囲気になり満ち溢れたホーム運営を行い、安心、生きがい、感動づくりを目指します。
- ② 「利用者本位」、「残存能力の活用」、「サービスの総合性」を介護基本理念とします。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修の有無	○	
サービスマニュアルの作成	○	

8 緊急時等の対応方針

利用者の容態の変化に迅速に対応できるよう、日頃から既往歴や服薬の内容等把握に努めます。また、体調の急変に速やかに気づくよう訪問の際には体温測定も実施していきます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

10 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、記録するとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

- | | |
|---------|--------------|
| ① 保険会社名 | 損害保険ジャパン株式会社 |
| ② 保険名 | 損害賠償保険 |

11 第三者評価の実施状況

実施実績無

12 当法人の概要

(1) 社会福祉法人栄光会の概要

- | | |
|--------------|---|
| ① 名称・法人種別 | 社会福祉法人 栄光会 |
| ② 代表者役職・氏名 | 理事長 北 林 登美雄 |
| ③ 本部所在地・電話番号 | 埼玉県所沢市北野三丁目1番地18
04(2947)1600 |
| ④ 運営する施設 | 特別養護老人ホーム ロイヤルの園
デイサービスセンター ロイヤルの園
小手指第1地域包括支援センター
ホームヘルプステーション ロイヤルの園
ライフアシスト ロイヤルの園
デイサービスセンター なかとみロイヤルの園
軽費老人ホーム ケアハウス ロイヤルの園
ロイヤルの園 居宅介護支援事業所
特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園
やまゆり 保育園 |

あきつやまゆり 保育園

Nicot 所沢

特別養護老人ホーム さいたまロイヤルの園

デイサービスセンター さいたまロイヤルの園

訪問介護ステーション さいたまロイヤルの園

さいたまロイヤルの園 居宅介護支援事業所

特別養護老人ホーム かわぐちロイヤルの園

特別養護老人ホーム さかどロイヤルの園

特別養護老人ホーム さやまロイヤルの園

13 所沢ロイヤル・ワム・タウンについて

(1) 所沢ロイヤル・ワム・タウン

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、高齢者が住みなれた地域や家庭で生活できるよう、「在宅サービス」と「施設サービス」を複合的に、適切に提供し、誰もが健やかに老い、心安らかな老後を迎えられる地域社会の実現をめざす、医療と保健と福祉、それぞれの分野を総合的にとらえた「ヘルスケア」の複合体です。

「所沢ロイヤル・ワム・タウン」は、医療法人啓仁会と社会福祉法人栄光会が、総合的に連携して構成しています。

(2) 所沢ロイヤル・ワム・タウンを構成している 医療法人啓仁会 について

- | | |
|--------------|--|
| ① 名称・法人種別 | 医療法人 啓仁会 |
| ② 主たる事務所の所在地 | 埼玉県所沢市北野三丁目20番地1 |
| ③ 運営する施設 | 所沢ロイヤル病院
介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
訪問看護ステーション ロイヤル
地域密着型通所介護事業所 所沢ロイヤルの郷
ロイヤルこころの里病院
ロイヤルくつろぎの森
平成の森・川島病院
介護老人保健施設 平成の森
訪問看護ステーション 平成の森
訪問介護ステーション 平成の森
在宅介護支援センター きずな
居宅介護支援事業所 きずな
川島クリニック
介護老人保健施設 いとうの杜 |

居宅介護支援事業所 いとうの杜
訪問介護ステーション いとうの杜
石巻ロイヤル病院
豊川さくら病院
介護老人保健施設 たんぽぽ
介護老人保健施設 三鷹ロイヤルの丘

令和 年 月 日

訪問介護（訪問型サービス（予防訪問相当）を含む。以下同じ）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事 業 者

<所 在 地> 埼玉県所沢市北野三丁目1番地18

<名 称> 社会福祉法人 栄光会

<説明者氏名> _____ ㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____ ㊞

（代 理 人：続柄 _____ ）

<住 所> _____

<氏 名> _____ ㊞

個人情報についての同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人 栄光会 様

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____ ㊞

(家族代表：続柄 _____)

<住 所> _____

<氏 名> _____ ㊞

利用者及びその家族は、社会福祉法人栄光会 ホームヘルパーステーション ロイヤルの園と締結した「訪問介護利用契約書」に基づくサービスの利用にあたり、下記の事項に同意いたします。

記

1. 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
2. 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
3. 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市区町村）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
4. 利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
5. 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
6. 行政の開催する評価会議およびサービス担当者会議において必要とする場合
7. その他サービス提供において必要とする場合
8. 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

以 上